

第4次石垣市男女共同参画計画策定業務委託仕様書

1 業務名

第4次石垣市男女共同参画計画策定業務委託

2 業務間

契約締結日から令和8年3月31日まで

3 業務目的

第3次石垣市男女共同参画計画（以下、「第3次いしがきプラン」という。）の計画期間が令和7年度をもって満了することから、計画の進捗状況を確認するとともに、市民を取り巻く社会環境の変化や市民の意識、価値観を踏まえ本市における男女共同参画社会の形成の推進を促進するものである。

なお、第4次石垣市男女共同参画計画策定（以下、「第4次いしがきプラン」という。）においては、「男女共同参画社会基本法」第9条及び第14条第3項に基づく市町村男女共同参画計画を定め推進するものであり、策定にあたり「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）第6条第2項に基づく市町村推進計画、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV防止法）第2条の3第3項に基づく市町村基本計画として位置づけるものとし、社会情勢や今後想定される課題等に考慮しながら策定する。

4 法令等の遵守

本業務は、本仕様書のほか、次の関係法令等を遵守するとともに熟知し、計画策定に反映すること。

- （1）男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）
- （2）女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27号法律64号）
- （3）配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律31号）
- （4）困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）
- （5）第6次沖縄県男女共同参画計画（令和4年3月策定）
- （6）第5次石垣市総合計画（令和4年3月策定）、その他関連計画等

5 業務の内容

（1）市民意識調査に係る業務支援

計画策定にあたり、本市における男女共同参画全般に対する市民意向の把握を目的として基礎資料となるアンケートを実施する。調査票及び封筒の設計、印刷、封入、発送・回収、収集・分析（単純集計・クロス集計・データ分析）を行い、報告書として取りまとめる。

- ① 個人意識調査 市内在住の20歳以上の男女2,000名
- ② 事業所意識調査 市内の個人事業所を除く商工会加盟企業（約100社）
- ③ こども意識調査 市内小学5年生（約530名）、中学2年生（約550人）
- ④ 市職員意識調査 市職員（約1,000人）

上記①から④までのアンケート方式等について

- ・市が宛名ラベルを作成し、郵送による配布、郵送または WEB 方式にて回収（①・②）
- ・WEB 方式にて実施・回収（③・④）

（２）計画策定に係る業務支援

市民意識調査の結果を審議会等において、「第３次いしがきプラン」の進捗状況、国・県が定める男女共同参画に係る基本計画、本市上位計画との整合性を検証し「第４次いしがきプラン」策定のための支援を行う。

① 現施策実施状況の点検

庁内関係各課等からの「第３次いしがきプラン」の具体的施策に係る実績報告やヒアリング等により現状分析を行う

② 「第４次いしがきプラン」で検討すべき課題抽出や情報等の提供

- ・現在の男女共同参画に関わる課題等
- ・男女共同参画に関わる法令等の改正点や新たな法整備の追記等
- ・その他男女共同参画に関して必要と思われる情報提供
- ・市民意識調査における各分野の現状分析及び今後の課題・方向性等の記載

③ 施策体系の策定

男女共同参画に関わる国・県の男女共同参画基本計画や動向を基に情報収集し、具体的な施策のあり方を検討する。

④ 「第４次いしがきプラン」素案の策定

計画策定の基本的な考え方、基本理念、計画の具体的な施策、計画の推進等の検討をし、計画素案を提案する。

⑤ 審議会への対応

次の会議に出席することとし、資料、議事録作成や提言等、必要な対応を行うとともに、討議結果をその後の作業に反映させる。

- ア．石垣市男女共同参画会議（３回程度）
- イ．石垣市男女共同参画推進本部会議（３回程度）
- ウ．ワーキンググループ会議（３回程度）
- エ．担当職員との打合せ（適宜）

⑥ パブリックコメントの実施支援

計画素案についてパブリックコメントを実施するにあたり、素案データを PDF 形式で提供する。パブリックコメントにより意見のあった内容を集約し、回答案、公表案を作成する。

また、パブリックコメントにより素案の見直しについて整理し提案する。

⑦ 「第４次いしがきプラン」及び「第４次いしがきプラン概要版」の作成

主要項目については全ての市民がわかりやすいように「第４次いしがきプラン」を作成する。その他、本仕様書５－（１）－③で調査した「こども意識調査」の結果は、小学生や中学生に情報還元できるよう、内容、表示、イラストを入れる等配慮し、別途概要版としてまとめる。

6 成果品

業務に係る成果品は次のとおりとする。

(1) 第4次石垣市男女共同参画計画 200 部

100 頁程度（表1～表4含む）両面フルカラー 一部資料等は単色・グレースケール可

(2) 第4次石垣市男女共同参画計画（概要版）300 部

8 頁程度（表1～表4含む）両面フルカラー

(3) アンケート等調査報告書 50 部 グラフ等にはカラーを使用するなど考慮する

(4) こども意識調査概要版

・小学生用 A3 見開き2つ折り両面フルカラー 1,400 部

・中学生用 A3 見開き2つ折り両面フルカラー 1,800 部

(5) 上記成果品に係るデータファイル

・Word / Excel 形式

・PDF 形式（アウトライン化済み及び編集ロックなし未アウトライン化）

7 成果品の帰属

本業務により作成した資料及び成果品に係る著作権その他一切の権利は本市に帰属するものとする。

8 委託料の支払

業務終了後、成果品の検査を受け、これに合格したときは、委託料の支払を請求するものとする。
市は請求のあった日から30日以内に支払うものとする。

9 その他

(1) 受託者は、石垣市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第13号）、石垣市個人情報、個人番号及び特定個人情報の取扱いに関する規程（令和6年訓令第8号）を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。また、情報漏えいや不正使用がないよう適正に管理する。

(2) 業務完了後、受託者の責任に帰すべき理由による成果物の不良個所が発見された場合は、受託者は速やかに市が必要と認める訂正、補正、その他必要な措置を行うものとし、これに対する費用は受託者の負担とする。

(3) 受託者は、委託業務の統括管理を行う業務責任者を定め、本市に報告する。また、業務責任者を変更したときも同様とする。

10 その他

本仕様書に定めのない事項及び業務遂行にあたって疑義が生じた場合は、本市と協議のうえ決定するものとする。